

世羅町頑張る飲食事業者応援事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出・会食自粛などにより深刻な影響を受けている飲食店事業者に対して助成金を支給する頑張る飲食事業者応援事業助成金の交付について、世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 助成金の支給対象となる店舗は、次に掲げる事項の全てを満たす者（以下「対象店舗」という。）とする。

- (1) 世羅町内に本社または店舗があること。
- (2) 中小企業基本法で定義する中小企業（個人事業主含む）であること。
- (3) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可（1類または3類）または喫茶店営業許可（1類）を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
- (4) 令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比で20%以上30%未満減少していること。（新規創業者については別要件あり）
- (5) 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」で、アクリル板等パーテーションを適切に設置するなど、感染防止対策をとっていること（予定も含む）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、1店舗あたり10万円とする。

(交付申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる必要書類を添えて第2項に定める期日までに世羅町商工会（以下「商工会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 世羅町頑張る飲食店応援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 町税の納税証明書または滞納のない証明書
- (4) 直近の確定申告書の写し
- (5) 令和2年12月もしくは令和3年1月の店舗別売上台帳の写し及び前年同月の店舗別売上台帳の写し
- (6) 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し
- (7) 飲食店営業許可証の写し
- (8) 助成金を入金する振込口座が記入された通帳の写し
- (9) その他商工会長が必要と認める書類

2 交付申請の期限は、令和3年7月30日とする。

(交付の決定)

第5条 商工会長は、第4条の書類を受理したときは、その内容を審査し、給付の適否を決定し、様式第3号により申請者に通知する。

(助成金の返還)

第6条 本助成金の受給者は、規則第21条に定める返還を求められたときは、助成金を返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部改定は、令和3年6月28日から施行する。

(新規創業者に係る売上要件)

開店日	基準月の売上	比較月の売上
令和2年1月2日から 令和2年11月1日の間	令和2年1月から11月までで 最も売上の高い月の売上	令和2年12月 又は令和3年1月の 売上
令和2年11月2日から 令和2年12月2日の間	連続した15日の売上高×2	
令和2年12月3日から 令和3年1月1日の間	金融機関等へ提出した事業計画の 令和2年12月又は令和3年1月 の売上(事業計画を添付すること)	